

別表第6

交付対象工事	契約業者	補助金の額等	限度額
移住世帯・新婚世帯・子育て世帯が行う リフォーム等工事	村内業者	事業費の30%	50万円
	県内業者	事業費の20%	20万円
上記以外の者が行うリフォーム等工事	村内業者	事業費の20%	30万円
	県内業者	事業費の10%	12万円
やまぼっかりノベ	全体断熱改修	補助額に加算	20万円
	部分断熱改修		10万円
移住者が住宅を購入して行うリフォーム等工事	村内・県内	補助額+50万円	100万円
新築工事	村内業者	事業費の20%	50万円
移住者が行う新築工事	村内業者	補助額+50万円	100万円
	県内業者	50万円	50万円

※併用住宅で申請する場合は、居住部分の割合で補助金額を算定する。

※やまぼっかりノベを対象工事に含み、点数が10点以上となる場合
全体断熱改修で20万円、部分断熱改修で10万円が通常の補助金額に加算される。